

人権デュー・ディリジェンス(HRDD)の義務付けを行う法律等
HRDD の実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名: The Consumer Goods Forum 日本事務所

回答日: 2023 年 11 月 10 日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

ご質問の内容からして、個人的な意見ではいけないと考え、日本事務所としての見解合わせ、英訳してフランス本部へ回答内容をレビューしてもらった後に承認、再度日本語訳してご回答するという手順を話し合うのに時間を要しまして提出期限の本日 11 月 10 日を迎えてしまいました。申し訳ありませんが、回答が準備できておりません。

質問2 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

同上

質問3 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

同上

質問4 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律が等 HRDD の実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきだと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきだと思いますか。

同上

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDD の実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際には HRDD を行う対象として、投融資先を含めるべきだと思いますか。

同上

質問6 貴社において、HRDD の実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点(義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等)がありましたらご回答下さい。

同上

(以上です。)